

「毛呂山町コミュニティバスの運転経歴証明書の提示による無料期間の延長」に対するパブリックコメントの結果について

令和7年12月5日（金曜日）から令和8年1月5日（月曜日）にかけて「毛呂山町コミュニティバスの運転経歴証明書の提示による無料期間の延長」に対する意見募集を行った結果、1名から1件のご意見をいただきました。

つきましては、いただいた意見の概要とこれに対する町の考え方を公表します。

◆募集概要

パブリックコメント対象	「毛呂山町コミュニティバスの運転経歴証明書の提示による無料期間の延長」に関するパブリックコメントの実施について
募集期間	令和7年12月5日（金曜日）から 令和8年 1月5日（月曜日）まで
閲覧場所	毛呂山町公式ホームページ及び役場企画財政課窓口（庁舎3階）
提出方法	郵送、ファクス、電子メール、役場企画財政課への持参

◆提出された意見の概要と町の考え方

意見の概要	来年の4月から自主返納した場合の3年間延長の関して例え3月以前に返納した場合、1年間とは、矛盾しているように見えます。私は昨年7月に自主返納しました。 例えば、年を取っていくと、ブレーキの踏む速度が遅くなります。認知症に自覚しないで運転しているかもしれない。返納に踏み切るように、車に変わる、バスを使わせる方向に向けたほうがよいのでは、ないか。3年間の延長の前に、80歳以上の人に免許証を返納したならば、あなたは、これから、どうしますか？とか、バスを使いますかとか、それによって、3年間の延長を考えた方がよいのではないか。
町の考え方	本案は、令和8年4月1日から、運転経歴証明書をご提示いただくことで、証明書の発行日から3年間は「もろバス」を無料でご利用いただけるよう、現在の無料期間を延長するものです。 そのため、令和8年3月以前に運転免許を自主返納し、運転経歴証明書を取得された方であっても、証明書の発行日から3年以内であれば、もろバスを無料でご利用いただけます。 〔例〕令和6年7月1日に運転免許を返納した場合 →令和8年4月1日以降、運転経歴証明書の発行日から起算して、3年間（令和9年6月30日まで）は無料で乗車可能

令和5年に実施した町内寿会等に参加している高齢者の方を対象として実施したアンケート結果（回答数：261票）によると、運転免許を保有している方の1年以内の もろバス利用率は9%である一方、運転免許を保有していない方（自主返納された方を含む）の1年以内の もろバス利用率は49%でした。

このことから、運転免許を保有している方は もろバスをあまり利用していない一方で、免許を保有していない、または返納された方の約半数が、 もろバスを利用している実態が明らかになりました。

こうしたアンケート結果も踏まえ、高齢者の方が免許返納後に利用できる主要な移動手段として、 もろバスの役割がより重要になると想っています。

そこで、 もろバスの無料利用期間を延長することにより、運転免許の自主返納を促進し、高齢者の安全な外出環境の確保につなげてまいります。